

新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての健保業務について<第3報>

令和2年6月8日
オムロン健康保険組合
谷口 敏文

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について、厚生労働省は国民の医療機関への適時・適切な受診機会確保、労務不能時の所得補償は極めて重要として、健康保険組合に対し、健康保険証発行などの業務を継続するよう求めています。また、緊急事態宣言は解除されましたが完全収束には至っておらず、第二波の懸念があります。今回、5月26日の新型コロナウイルス感染症グループ対策本部の方針、上部団体である健康保険組合連合会や他健保の動向を受け、当健保組合の運営体制を見直しました。概ね、4月10日の発信以前に戻しており通常通りで申請を受付けます。なお、「ウィズ・コロナ」モードで、在宅勤務、時差出勤等の感染予防対策を継続しますので、ご不便・ご負担をお掛けしますがご理解・ご協力をお願いします。

1. 電話でのお問い合わせについて

10時～15時（昼休み除く）

注：出来るだけ、ホームページにてお問合せをお願いします。

URL: <https://www.omron-kenpo.org/inquiry/>

2. 申請書類の提出について

基本通常通り

- ・「被保険者証 再交付申請書」は、第2報の臨時帳票を正式版として継続利用できます。
（事業所が、本人作成の確認欄にチェックし、押印して健保へ提出）

注意事項：

- 1) 各手続きを順次処理しますが、通常以上に時間が掛かることをご承知おきください。
- 2) 限度額適用認定証：窓口負担額がカード等で支払える方は、申請を控えるようお願いします。
 - ・入院時等に、限度額適用認定証の説明がありますが、当健保では独自の「付加給付」により最終的な自己負担額は変わらず、手続きも不要です。
 - 窓口負担額が多額で支払いが困難などの場合は、申請をして下さい。限度額適用認定証を送付します。
- 3) 再度緊急事態宣言が発令される事態に至った場合の対応
4月20日第2報の対応を基本とします。

3. 各保健事業（人間ドック、健康ポイント等）について

一部業務停止、受付時間短縮など、影響が継続しています。状況については、各事業ホームページ上のお知らせやお問い合わせ先で最新情報のご確認をお願いします。

4. 問い合わせ先

オムロン健康保険組合

- ・ ホームページから <https://www.omron-kenpo.org/inquir>
- ・ メール healthy-kenpo@omron.com
- ・ 電話 075-344-7190

加入者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきたく何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上